

時短拒否に過料50万円

緊急宣言下で政府方針

政府は新型コロナウイルス特別措置法改正案で検討している過料に関し、緊急事態宣言下で五十万円以下、宣言の前段階として新設する「予防的措置」では三十万円以下とする方針を固めた。都道府県知事による営業時間短縮などの命令に従わない事業者に科す。

知事が命令を出す際に可能とする立ち入り検査を拒否した場合の過料は二十万円以下。自民、公明両党にそれぞれ十八日に示す。関係者が十五日明らかにした。

新型コロナ特措法と感染症法、検疫法の各改正案を「束ね法案」として一本にまとめて二十二日に閣議決定。十八日召集の通常国会に提出し、二月初旬の成立を目指す。コロナの感染拡大を迅速に抑え込む狙いだが、私権制限を伴う内容に野党などから批判も出た。だ。

現行法は、知事の時短・休業要請に応じなくても罰則はなく、実効性が担保されていないとの指摘が与党からも上がっていた。

このため政府は十一日に自公両党に対し、特措法改正案の概要を提示。

知事が、時短などの要請に応じない事業者に「命

令」であるとし、拒めば行政罰の過料を科せられる頭に具体額には触れず、水面上で調整を続けていた。自公両党はそれぞれ十八日の会合で、過料を規定した改正案を議論。二十二日の閣議決定へ向け、党内手続きを進める。